

## 平成30年確定交渉 妥結内容の概要

事項	概要	実施時期
特別給の改定	○勤勉手当 0.10月分引上げ（再任用0.05月） ※勧告どおり	H30.12.1 遡及適用
	○期末手当 6月期、12月期 月数均等 ※勧告どおり	H31.6月期
勤勉手当の成績率	○成績率対象外とされている職員の取扱い見直し ・新規採用は中位 ・事由が育児休業の場合は、引き続き対象外 ・その他職員は前年度の評定対象期間における勤務実績等を踏まえ適用区分を決定 ○新規採用数相当を加算した職員数で上位以上区分を算定	H32.6月期
期末手当の除算制度	○在職期間の除算事由から病気休暇を除外	H31.6月期
勤務間インターバル 連続勤務の禁止	○本庁職場のみ所属長の努力義務として実施 ○勤務間インターバル ・勤務の終了時刻から翌日の始業時刻までの間に、8時間から11時間（原則11時間）のインターバルを確保 ○連続勤務の禁止 7日以上連続勤務となる超過勤務命令や週休日の変更を原則禁止	H31.4.1
結婚休暇	○取得始期の基準日の見直し （現行）婚姻の届出をした日又は結婚した日のいずれか早い日 ⇒ <u>婚姻の届出をした日又は結婚した日のいずれかの日で職員が選択した日</u>	H31.1.1
オリンピック・パラリンピック等の職免	○職免対象となる職員の追加 ・パラリンピック選手の指導者や競技時の行動補助者（ガイドランナー等）として競技団体から証明を受けた者	H31.4.1
在宅勤務型 テレワークの本格実施 （非交渉事項）	○現行制度の範囲内で知事部局等において本格実施 ・対象：在宅勤務可能な端末配備職場の職員 ・上限日数：週2日分（出張等併用型は時間単位実施可能） ・勤務：自宅等への出張	H31.4.1
非常勤・臨時 職員制度の見直し	○一般職非常勤職員制度・臨時職員制度の廃止（H32.3.31） ○会計年度任用職員 ・任期を通じて1週間当たり31h以内、1日7h45m以内 ○期末手当の支給 ・基準日（6月1日、12月1日）に在籍し、会計年度内で6月以上の任用期間がある場合 ・支給月数：定年前の常勤職員の月数（現行2.6月） ○条件付採用：1月 ○営利企業等の従事：届出	H32.4.1